

裁判官会議（第15回）議事録

平成30年6月6日（水曜日）

裁判官会議室において、午前10時30分開議

出席者 大谷長官、岡部、鬼丸、山本、山崎、池上、小池、木澤、菅野、戸倉、林、宮崎、深山、三浦各裁判官

大谷長官議長席に着く。

議事

1 指定職俸給表の準用を受ける職員の号俸について（議決）

堀田人事局長から、資料第1に基づき、標記の職員の号俸について説明があり、原案どおり決定した。

2 人事について

(1) 堀田人事局長から、資料第2に基づき、人事関係事項について説明があり、1の裁判官の退官については、原案どおり決定及び報告がされ、2の簡易裁判所判事候補者の選考については、結果の報告がされ、3の裁判官の新規任命等（検事からの転官を除く）、4の裁判官の再任等及び5の裁判官の転補等については、いずれも原案どおり決定した。

(2) 堀田人事局長から、資料第3に基づき、宇都宮家庭裁判所長の補職等について説明があり、次のとおり決定した。

ア 宇都宮家庭裁判所長竹内民生の定年退官に伴い、宇都宮地方裁判所長岩井伸晃を兼ねて宇都宮家庭裁判所長に補す。

イ 名古屋地方裁判所長伊藤納の定年退官に伴い、名古屋高等裁判所判事（部の事務総括者）揖斐潔を名古屋地方裁判所長に補し、その後任者を津地方、家庭裁判所長始関正光とし、その後任者を福岡高等裁判所那覇支部長多見谷寿郎とする。

午前11時08分終了

議長

秘書課長

指定職俸給表の準用を受ける職員の号俸について

- 1 裁判所職員臨時措置法（昭和26年法律第299号）において準用する一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第6条の2第1項の規定による職員の号俸は、別表のとおりとする。
- 2 この議決は、平成30年7月1日から施行する。

附 則

この議決の施行の日前に現に指定職俸給表の準用を受ける職員の号俸については、なお従前の例による。

## 別表

項	職名	号俸		8号俸	3号俸	2号俸
		総数				
最高裁判所	事務総長	1		最高裁判所事務総長		
	審議官	1			審議官	
	首席書記官	5			大法廷首席書記官	小法廷首席書記官 訟廷首席書記官
	技術員	1			家庭審議官	
	研修所事務局長	1				裁判所職員総合研修所 事務局長
	小計	9	1	3	5	
下級裁判所	事務局長	1				東京地方裁判所事務局長
	事務局次長	8		東京高等裁判所事務局 次長		高等裁判所（東京高等 裁判所を除く。）の事 務局次長
	首席家庭裁判所 調査官	7				東京、大阪、名古屋、 広島、福岡、仙台及び 札幌の家庭裁判所の首 席家庭裁判所調査官
	小計	16		1	15	
計	25	1	4	20		

(注) この表において「項」及び「職名」とは、それぞれ一般会計予算参照書における予算定員及び俸給額表上の項及び職名をいう。